

## 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 の進捗状況について

### 1 進捗状況の評価について

府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の実施状況について、各事業ごとに管理・把握をします。

その状況を踏まえ、当審議会において評価表(案、資料3)をもとに、評価を行います。

### 2 平成21年度の主要な取組の実施状況について

#### (1) ユニバーサルデザインの推進

##### ア 府中市福祉のまちづくり条例の改正について

ユニバーサルデザインの理念に基づき、福祉のまちづくり条例及び同施行規則を改正しました。

##### (ア) 経緯

- ・ 府中市福祉のまちづくり推進審議会より「府中市福祉のまちづくり条例改正の方向性と基本的考え方について」、「府中市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等改正の考え方について」意見提言
- ・ 平成21年第3回市議会定例会で可決
- ・ 平成21年10月1日施行

##### (イ) 内容

##### ① 対象者

高齢者、障害者等の特定の人ではなく、高齢者、障害者、子ども、妊娠中の人、けがをした人、日本語の通じない外国人等を含め、年齢や能力の違いにかかわらず、すべての人を福祉のまちづくりの対象としました。

##### ② 整備基準の実効性の確保

遵守基準の創設し、届出が必要となる施設の整備にあたっては、現行の整備基準の適合努力義務から遵守義務へと変更しました。

##### ③ 届出の対象となる施設の拡大

生活に身近な店舗等の整備についても届出の対象とし、遵守基準を適用します。

また、府中市においては、共同住宅等について東京都とは独自に対象範囲を拡大しました。

共同住宅等（寄宿舍、長屋等を含む。）は11戸以上が届出の対象となります。

イ その他の取組について

- (7) 福祉まつりに出展し、ユニバーサルデザインのPRを図りました。
- (8) パンフレット『みんながまた来たくなるお店づくり～だれにでもおもてなしのサービスを～』（東京都作成）を市内の各商店会に配布しました。
- (9) 職員研修（福祉のまちづくり、手話通訳、福祉施設での実習）を実施しました。
- (10) 福祉環境整備事業助成金交付要綱を改正し、既存施設の改修工事を助成するための制度上の整備を行いました。

ウ 今後の取組について

平成22年度には、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした整備基準について、新たに施設整備ハンドブックを作成するとともに、分かりやすいリーフレットを配布し、広く市民や事業者などに制度の周知に努めます。

(2) 府中新聞販売同業組合との地域の見守り活動に関する協定の締結

ア 趣旨

高齢化の進行や地域社会の関係の希薄化により、周囲に気付かれないまま孤独死に至るといったケースがあります。

また、高齢者や児童、生徒が犯罪に巻き込まれるという事件も起きています。

そこで、地域の見守りネットワークを構築するため、協定を締結しました。

イ 内容

府中新聞販売同業組合（6社、22店舗）の従業員は、日常業務において購読者や配達・集金ルート上の高齢者、障害者、児童・生徒その他の市民をプライバシーに配慮しながら「さりげなく」見守ります。

「新聞受けに新聞がたまっている」、「徘徊が疑われる」、「不審者の可能性がある」などの異変に気付いた場合、市に情報提供を行います。

事件発生時は警察、火災や生命の危機発生時は消防へ連絡します。

(3) 在宅介護支援センターから地域包括支援センターへの移行

ア 趣旨

地域における介護予防支援事業の充実を図るため、市の業務委託により運営している在宅介護支援センター（注記1）を平成23年度までに地域包括支援センター（注記2）に移行するものです。

イ 内容

平成21年度3箇所、平成22年度3箇所、平成23年度5箇所  
一覧表（案）

名 称	所 在 地	設置年月日
府中市地域包括支援センター あさひ苑	朝日町3丁目17番地	平成21年4月1日
府中市地域包括支援センター しみずがおか	清水が丘1丁目3番地	
府中市地域包括支援センター よつや苑	四谷3丁目66番地	
府中市地域包括支援センター 泉苑	武蔵台1丁目10番地	平成22年4月1日
府中市地域包括支援センター 安立園	晴見町1丁目13番地	
府中市地域包括支援センター かたまち	片町2丁目10番地	
府中市地域包括支援センター さくらんぼ	是政2丁目36番地	平成23年4月1日
府中市地域包括支援センター しんまち	新町1丁目67番地	
府中市地域包括支援センター にしふ	西府町2丁目24番地	
地域包括支援センター 緑苑	緑町1丁目39番地	
地域包括支援センター 南町	南町4丁目32番地	

(4) 災害時要援護者対策事業

災害時の要援護者支援に、市民自らが、地域で積極的に取り組んでいくために、要援護者の情報を自治会や民生委員など地域の支援者に提供し、地域で出来る「安否確認」と「避難支援」の共助の仕組みづくりを行いました。

ア 災害時要援護者名簿

(7) 名簿の対象者

- ① 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
- ② 介護認定で要介護3・4・5の方
- ③ 1～3級の障害者でひとり暮らしの方など
- ④ 上記と同様な状況にあると認められる方

(8) 名簿の提供先

- ① 自治会
- ② 民生委員・児童委員
- ③ 関係機関（警察署・消防署・消防団・社会福祉協議会）
- ④ 福祉関係支援センター（在宅介護支援センター（注記1）・地域包括支援センター（注記2）・地域生活支援センター（注記3））

(9) 名簿の取扱いに関する協定

自治会への名簿の提供にあたっては、個人情報保護の観点から府中市と協定を締結していただきます。

イ 支援の仕組み

(7) 支援者の決定

自治会長・役員、民生委員・児童委員は、名簿をもとに災害時要援護者宅を訪問します。そして、ご本人やご家族の意向に沿って、ご近所から支援者を仲立ちし決めていきます。

災害時要援護者は支援者に『避難支援カード』（個人情報の提供と支援をお願いする旨の内容）を渡します。

(8) 支援の内容

支援の具体的な内容は「安否確認」と「避難支援」です。

- ① 震度5弱以上の地震が発生したとき、支援者は災害時要援護者宅に向かい、安否確認を行います。
- ② 避難が必要と判断した場合は、ご近所の協力を得て避難支援を行います。  
その際、『救急医療情報キット』（医療情報等を入れ、自宅冷蔵庫に保管する）を持って避難します。

家屋の倒壊などにより、救出が必要な場合は防災機関の支援を待ちます。

- ③<sup>いっどき</sup>一時集合場所（小中学校の校庭等）又は<sup>いちじ</sup>一次避難場所（市立小中学校の体育館等）に避難します。  
一次避難場所で『避難支援カード』を提出して災害時要援護者の安否確認の報告を行います。



《救急医療情報キットの例》

#### （注記1）在宅介護支援センター

老人福祉法において老人介護支援センターと呼ばれる老人福祉施設のひとつである。要援護高齢者やその家族などに対し、医療・保健・福祉の専門家が在宅介護を中心とした総合的な相談に応じ、個々の生活ニーズに対応した保健・福祉サービスが、総合的に受けられるように、行政機関、居宅介護支援事業所、サービス提供機関などとの連絡調整などを行う。

#### （注記2）地域包括支援センター

地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、人口2万～3万人につき1か所を目安として設置される施設。要介護者、要支援者だけでなく、地域のすべての高齢者が要介護状態とならないよう、介護予防のマネジメント（調整・管理）、高齢者とその家族に対する相談・支援、高齢者の権利擁護、ケアマネジャー（介護支援専門員）に対する支援などの事業を行う。

#### （注記3）地域生活支援センター

障害のある方やその家族が、地域で自分らしく安心して暮らせるように、サービスの利用援助、生活相談、地域交流の場の提供の各事業を行っている。  
市内に3箇所ある。